

令和 6 年度第 3 回
青梅市環境審議会
議 事 録

令和6年度第3回青梅市環境審議会議事録

○ 開催日時 令和7年2月19日（水）午後3時30分

○ 会 場 青梅市役所議会棟3階 第1委員会室

○ 出席者（委員7人）

氏 江 規 雄 委員	鮫 島 ひふみ 委員
宮 口 泉 委員	竹 内 俊 夫 委員
榎 戸 茂 之 委員	小 堀 洋 美 委員
廣 瀬 光一郎 委員	

○ 欠席者（委員3人）

久 保 安 宏 委員	西 浦 定 継 委員
船 木 克 彦 委員	

○ 説明のため出席したものの職氏名

青梅市長	大勢待 利 明
環境部長	川 島 正 男
環境政策課長	高 野 剛 志
環境政策課 管理係長	小 黒 秀 幸
環境政策課 管理係	小 椋 雄 太
環境政策課 ゼロカーボンシティ推進係長	山 久 真 由
公園緑地課 課長	塚 田 正 巳
エヌエス環境株式会社	岩 崎 健 一
エヌエス環境株式会社	萩 原 泰 洋

○議事次第

開会

第12期環境審議会審議委員 委嘱状交付

1 市長あいさつ

2 会長、副会長および職務代理者の選任

3 諮問事項

「第3次青梅市環境基本計画 第2次青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」

4 協議事項

(1)「青梅市環境基本条例施行規則」の制定について

(2)「青梅市みどりの基本計画」原案について

5 その他

閉会

○配布資料

- ・令和6年度第3回青梅市環境審議会 次第
- ・第12期青梅市環境審議会委員名簿
- ・資料1 第3次青梅市環境基本計画 第2次青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- ・資料2－1 青梅市環境基本条例
- ・資料2－2 青梅市環境基本条例施行規則
- ・資料3－1 青梅市みどりの基本計画の改定にかかる地域別座談会等実施報告
- ・資料3－2 第1回都市計画審議会および第2回環境審議会の意見と対応
- ・資料3－3 青梅市みどりの基本計画（原案）
- ・資料3－4 青梅市みどりの基本計画 今後のスケジュール
- ・青梅市環境基本条例第4章に規定する「開発事業等にかかる環境への配慮」を要請するながら
- ・冊子「第2次青梅市環境基本計画」
- ・冊子「青梅市みどりの基本計画」

開会

- ・第12期環境審議会審議委員 委嘱状交付

1 市長あいさつ

- ・大勢待市長挨拶

2 会長、副会長および職務代理者の選任

以下のとおり選任。

会長 小堀委員

副会長 久保委員

職務代理者 竹内委員

3 諮問事項

「第3次青梅市環境基本計画 第2次青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」

○事務局による資料説明（資料1）

○質疑応答

→特に無し

4 協議事項

(1)「青梅市環境基本条例施行規則」の制定について

○事務局による説明（資料2－1、資料2－2）

○質疑応答

- ・委員 条例の第20条1項で、当該開発事業等を実施しようとする者に対し、要請できる
とあるが、どのように事業等を認知するのか。また、規定された規模に該当する
事業のうち、環境に影響があるものについて要請するのか、一律に要請するのか。
- ・事務局 規則についての周知は行うが、基本的には都市計画の窓口に相談があるので、そ
ちらから把握する。対象に影響があるものとするか一律にするかについては、広
く見ていきたいと考えているが、今後、検討していく。
- ・委員 最近のメガソーラーなどを念頭に置いていると思うが、市としてはソーラーを後
押ししていくのか、それとも規制をかけるための法令なのか。
- ・事務局 市としては、基本的には後押ししていく姿勢である。今回規則で定めるのは大規
模なもので、自然への影響が大きいもの、住民に影響があるようなものについて、
環境への配慮を呼びかける。大規模なものでも環境への影響が小さいものは後押
しする。山林を切り開くような影響の大きいものについて規制していく。
- ・委員 市街化区域の畑の上部に太陽光をつける場合も規制していくのか。それとも推進
していくのか。
- ・事務局 営農型についても、規模が大きく周りへの影響がないのであれば認めていく。

- ・ 委 員 規則の第6条2項のやむを得ない理由については、どのようなものを想定しているか。別の方法で周知とあるが、別の方法にはどのようなものが考えられるか。
- ・ 事務局 人が集まるような会場がない場合、コロナ禍のように人を集めることが出来ない場合などが想定される。説明会の代替案としては、紙に内容をまとめて各戸に配布するという方法が考えられる。
- ・ 委 員 基本的には説明をするというのが前提か。
- ・ 事務局 そのとおり。

(2)「青梅市みどりの基本計画」原案について

○事務局による説明（資料3－1、資料3－2、資料3－3、資料3－4）

○質疑応答

- ・ 委 員 緑の基本計画の原案は、これから練っていくのか。
- ・ 事務局 この原案を基に、審議会の意見をふまえて作っていく。

- ・ 委 員 原案のP70に都市農地の保全施策の検討とあるが、具体的にはどのように保全するのか。農地は個人の物であるが、それを市が保全するというのはどのような事を検討するのか。
- ・ 事務局 農地を維持していくために、担い手の育成、担い手の発掘などを、市で対策していきたい。

- ・ 委 員 農地が残っていればいいという印象がある。農地を集約し、担い手がいなければ、新規を導入するという形に見えるが、それで農地の保全になっていくのか。
- ・ 事務局 現在、みどりのマスタープランの視点で書かれているが、個別の政策として、農業委員会や農政の基盤となる農業の施策を生かしたうえで、緑地の保全につなげていきたいという意味で記述している。

- ・ 会 長 原案のP49に農地バンクという記載があるが、農地バンクについて説明をお願いしたい。所有者は誰になるのか。
- ・ 事務局 東京都が行っている事業で農地の貸し借りを進めていく。農地を持っている人が東京都に登録して、農業をしたい人に貸していくという趣旨だと認識している。

- ・ 委 員 原案のP66にハイキングコースの具体的な個所が記載されているが、市街化区域と調整区域の境の色と、ハイキングコースの色が似ていてわかりにくい。青梅のハイキングコースがすべて書かれていると考えていいのか。ハイキングコースというのは、決まりがあるのか。
- ・ 事務局 ハイキングコースは3か所入っているが、他にも市では把握している。代表的なものとして書いている。
- ・ 委 員 肝心なのが抜けているのではないか。管理を東京都がしているのか青梅市がしているのかわからない。整備をするときに、ハイキングコースが決まっているのであれば、載せてほしい。観光面からもハイキングに来る人も多いが、整備されて

いないコースもあるので、この際、計画に載せて、整備を進めると良いのではないかな。

- ・事務局 できるだけ載せるようにして、対応したい。
- ・委員 原案のP53の基本方針3、3-1にある森林環境譲与税について教えてほしい。
- ・委員 一人当たり1,000円で集められている税金を、自治体の森林面積や人口などに応じて、森林整備、木材の利用、森林環境教育、森林整備の人材育成などに使うという目的で、国から自治体に配分している。

5 その他

○事務局より連絡

- ・「第3次青梅市環境基本計画および第2次青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」について、審議会後に小堀会長及び竹内職務代理者より、市長へ答申する。
- ・今後、付属資料等をまとめ紙の資料を作成する。また概要版、こども版を作成し、まとまり次第、配布する。

閉会

以 上